

令和 4 年 1 月 4 日 06 時 09 分頃の父島近海の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和 4 年 1 月 4 日 06 時 09 分頃の父島近海の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった小笠原村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和 4 年 1 月 4 日 06 時 09 分頃の父島近海の地震により、小笠原村で最大震度 5 強を観測しました。

小笠原村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
東京都	8 割	小笠原村

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	松本 直樹（内線 36-152）
代表	03-5253-8111 直通 03-5253-8468
気象庁大気海洋部気象リスク対策課	
土砂災害気象官	井川 利江子（内線 4220）
代表	03-6758-3900 直通 03-3434-9051